

研究

孝子 御褒美

赤木村大庄屋文書の周辺(その九)

会員 羽柴弘

旧藩の傾意を民政に注いだ藩公は、領内御郡廻りをし  
て具々に民情を視察、大いに産業の發達を圖つてゐるが  
また時には孝子節婦を表彰してゐる。

時は佐伯藩第十一代高松公の万延元年(一八六〇年)、次  
の標立孝子表彰が行われてゐる。

(資料 第三十七)

覚

養生村大庄屋并

吉田悦右衛門

申 四十九歳

右之首平日人極宜敷兩親を致大切何縁之儀(七歳)兩親之  
申付を相守朝夕之食事等其度々氣を付夜は相休候  
節ハ夜具の務を押し廻り毎朝之手水等皆悦右衛門  
自身に致用意諸事右に準し丁寧にいふ候故家内  
之者共忠實見習兩親を大切にいたし家内整敷相著  
御年貢諸上納致□皆済村内違致自然(七歳)風儀宜敷趣  
逐一達御聴候又奇特之事ニ被 思召上此度為御褒  
美御米五俵被下置候

右孝子人名前

同尾村組山部百姓

御米五俵被下

新太 郎 申三十六歳

御米五俵被下

同村組井上百姓

八 申五十三歳

同人女房

申四十三歳

御米五俵被下

中ノ村組笠掛百姓

悦右衛門 申四十七歳(其配)

同人女房

申四十歳

御米五俵被下

羽出浦百姓

為 申四十七歳

同人女房

申三十七歳

代後浦百姓

理喜藏 申五十六歳

御米三俵被下

蒲江浦組森野百姓

治郎

中 六十四歳

右数人之者共前条之通奇特之所行有之候ニ付書面  
 之通御儀美被下置候段誠以冥加ニ相可叶候次第難  
 有事ニ候 右者一統孝養并所行励之ため又時不所  
 存之の<sup>①</sup>救戒ニ茂可相成候間村浦組々男女未々迄  
 不洩採為<sup>②</sup>敬聞可中候 此廻状令請印早々順達留分  
 吉野半太夫方江可相返候 以上  
 閏 三月廿三日 御 郡代 中

注 ① 佐伯市子山崎宮將生

② 并、並 大庄屋敷 大庄屋青造

③ 中之年 万延元年(安政七年)現在の意で年令を示している。

④ 本庄村 田尾のうち、山部(やまぶ)郡落

⑤ 本庄村 中野のうち、笠林(かさかけ)郡落

⑥ 鶴見新羽安(日いで)落

⑦ 佐伯市大字霞ヶ浦代後(まゝい)落

⑧ 論江新に為する森増浦

⑨ 御郡代前奉行公事方と兼取三名の連名、當時は山口藩  
 左衛門、明石大助、古賀五郎左衛門がその任に當つていた。

最初の吉田悦右衛門は大庄屋格、おとは六人の百姓達  
 へうち三人は女房共、表彰の内容はいつれも親孝行の  
 廉である。賞詞はまことに具体的に述べられてあるが、  
 領内在浦へのお触書には最初の吉田悦右衛門の外は略さ  
 れている。

ちよとど本稿の執筆準備をしていたところ、羽出浦の  
 馬八夫婦の表彰の古文書が発見され、同地の安部弥右衛  
 門氏が調査記録し、詳細な考察を加えて別項の通り原稿  
 を寄せて下さつた。即ちこの資料と叢書するものであり、  
 まことにタイミングを得たことになり、相俟つて孝子表

彰の實際を語つてくれるのである。  
 表彰文の讀みと私はこう割つてゐる。

(吉田悦右衛門に關する分)

右の者字日(字素の意)人極よろしく両親を大切に致し、  
 何様の義も両親の申し付を相守り、朝夕の食事など  
 その度々氣を付け、夜は相休(養)及候節は夜具の福  
 を押さえ廻り、毎朝の手水(洗面の水)なども悦右衛門  
 自身に用意致し諸事右に準じて察にいたし候故、家  
 族の者共までも見習ひ両親を大切にいたし、家内睦  
 しく相養し、御年貢、諸上納、宿深(完納)致し、村  
 中までも自然と風儀宜敷き趣、逐一御禮に達し候迄  
 計々の事に思召し上げられ、此の度御褒美と為して御  
 米五俵下し置かれ候。

(おとがきの分)

右数人の者共前条の通り奇特の所行にこれあり候に  
 つき書面の通り御褒美下し置かれ候段、誠に以つて  
 冥加に相叶うべく候次第有り難き事に候。  
 右は一統(世間)一般人の善の孝養并に所行、励ましのため  
 め、又は不所存ものの救戒(いましめ)にも相成るべく  
 候間、村(表出)浦(魚村)組々男女未々まで洩れざる  
 よう謹み聞かせ申す可く候。

此の廻状に請け印せしめ早々順達、留より吉野半太  
 夫方へ相返すべく候。

以上でこの孝子御褒美がどのような趣旨のものであつ  
 たか明らかであるが、最初の吉田悦右衛門と羽出浦馬八  
 (次に安部氏が紹介)についてはおわかれるが、その他の五人はど  
 のような孝養をつくしているのか、羽出浦のようなお墨  
 つきはなにもみか、その家当主はどうか、お墨目ない  
 かなど、その地域の会員の方々に探求してほしいと希望  
 するものである。

(附記)

1. 万幸元年(一八六〇年)は三月三日大井伊直弼が  
 桜田門外の変で左大臣左衛門尉、実は安政七年で  
 世情騒然、三月十八日に改元して万延となり、  
 そして翌月が閏三月でこの文書の日附となる。  
 2. おが佐伯藩で以前年米改築をすすめていた三の  
 七の殿館、九月八日に上林(住吉御殿の令)を  
 て十一月二十二日に凡て竣工、村浦の百姓に至  
 るまでその祝酒をい左だいてい。こうい左新  
 勢入中での孝子表彰であることを併せ考えたい。  
 (以上)

調査

孝子の出た家を訪ねて

南海郡郡鶴見新羽出浦

賛助会員 安部弥右衛門

鶴見新大字羽出浦の地下又と東三との境目の、石段と  
 石畳までできている百五十米ばかりの小径を登ると、昔  
 風の破風作り、瓦葺、平屋建の住居が一軒建っている。  
 高岡見の丘陵を背後に負い、眼下は地下、東の西部落  
 と中浦湾と見下ろし、湾の向うには戸井崎、中越、大島  
 の山々を一眸の裡に眺め得らるる景勝の場所である。然  
 し百米を阪道の往復、毎日使う水を部落の共同井戸から  
 肩に担いで運ぶ上げなくてはならない。(但し近年は簡  
 易水道の架設で水運はなくなっている。)  
 こんな関係からか明治年代には近所にあつた三軒の隣  
 家は皆他に去り、今はこの家だけか左左一軒ここに残り、  
 先祖の跡を守っている。

この高岡家の当主は和重(わじゅう)と言ひ、会社勤めの関係  
 で家族と共に都市生活で、老母ようさんが独り家におつ  
 て位牌と墓所を守り、和重さんの仕送りして静かに余生を  
 送っている。

去る九月十八日、老人クラブの定例会が終るのを待つ  
 て、クラブの会長、前会長、私の三人で、孝子為八と先  
 祖にもつこの高岡家を訪れた。先年佐伯史談会の人々が  
 来られた時には、紛失して見当ふめと提示できなかった  
 褒賞詞の書類が、四らすも最近神棚の祠の中から発見  
 したというので出かけたわけである。老婦人は快く迎へ  
 てくれてその褒賞の書類を出して見せて下さつた。

大判奉書を二つ折りにして、その右半分は古文書とし  
 てはやさしい書体で書かれてある。三人でどうにか次の  
 ように讀んだ。

覚

羽出浦 百姓

一御米五俵

為八 女房

右之通御贖美被仰付の以上

安政七年閏三月九日

(所見)

(空白)

上掲第一文書について

右半分は文字を書き、左半  
 分は空白にして、折りたたんだ  
 時に文書の外側に折り、紙  
 の用としてある。この部分か  
 なり触まれているが、文字を書  
 いている部分は次に掲げる第二文  
 書が虫喰を食われていない。  
 羽出浦百姓、為八、女房の三行  
 の文字は、実際は「が」スツと下  
 に書かれてある。

文中「贖」とある字は「贖」の誤記  
 ではないかと考えますが如何でし  
 よう。

尚、三通共記名書判は無